

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十二月二十六日

広島県人事委員会

委員長 舟木孝和

広島県人事委員会規則第四十二号

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則

宿日直手当に関する規則（昭和五十年広島県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（宿日直手当の額）</p> <p>第三条（略）</p> <p>一 前条各号に掲げる業務を行う宿直勤務又は日直勤務については、七千七百円</p> <p>二 前号以外の宿直勤務又は日直勤務については、四千七百円</p>	<p>（宿日直手当の額）</p> <p>第三条（略）</p> <p>一 前条各号に掲げる業務を行う宿直勤務又は日直勤務については、七千四百円</p> <p>二 前号以外の宿直勤務又は日直勤務については、四千四百円</p>
<p>2 給与条例第十七条の二第二項に規定する人事委員会規則で定める月額は、二万三千五百円とする。ただし、勤務した日数がその期間の二分の一以下の場合は、一万七百五十円とする。</p>	<p>2 給与条例第十七条の二第二項に規定する人事委員会規則で定める月額は、二万二千円とする。ただし、勤務した日数がその期間の二分の一以下の場合は、一万千円とする。</p>

附
則

この人事委員会規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の宿日直手当に関する規則の規定は、令和七年四月一日から適用する。